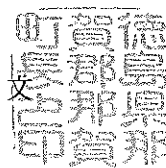


那賀町告示第88号

別紙のとおり「平成29年度那賀町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を定めたので告示する。

平成29年4月1日

那賀町長 坂口 博



平成29年度那賀町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、那賀町が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者就労施設等で就労する障害者等の自立促進に資することを目的とする。

2. 方針の適用範囲

この調達方針は、本町の全部局に適用する。

3. 調達する物品等

(1) 物品

消耗品、各種記念品、食料品、その他障害者就労施設等が提供することが可能な物品

(2) 役務

印刷、クリーニング、清掃・除草作業、情報処理、その他障害者就労施設等が提供することが可能な役務

4. 物品等の調達目標

前年度実績を目標として設定し、それを上回るよう努める。

5. 調達の推進方法

- ・障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供することができる物品等を確認のうえ、各部署へ情報提供し、障害者就労施設等への発注に努めるものとする。
- ・生産能力や納期等の関係で、単独の事業所では需要に応じることができない場合は、共同受注窓口を極力活用するものとする。

6. 調達実績の公表

調達実績については、法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後できるだけ速やかに取りまとめ、ホームページ等で公表するものとする。

7. その他

- (1) 物品、役務の契約にあたっては、那賀町財務規則の定めによるものとする。